

未熟児養育医療費用徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第五十五号

### 未熟児養育医療費用徴収規則等の一部を改正する規則

(未熟児養育医療費用徴収規則の一部改正)

第一条 未熟児養育医療費用徴収規則(昭和三十四年広島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「生活保護法による保護」や「生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付」と並び「別表第一中「第314条の7第1項第1号及び第2項」や「(昭和25年法律第226号)第314条の7」と並び「別表第一中「所得税法」や「所得税法(昭和40年法律第33号)」及び「租税特別措置法及び」を「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び」と並び「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の次に「(昭和22年法律第175号)」や「第78条第2項第1号、第92条第1項及び」や「第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」、第92条第1項並びに」と並び「第41条の19の2第1項」の次に「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」や「第19号」。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和四十二年広島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「第314条の7第1項第1号及び第2項」や「(昭和25年法律第226号)第314条の7」と並び「別表第一中「第78条第2項第1号、第92条第1項及び」や「第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」、第92条第1項並びに」と並び「第41条の19の2第1項」の次に「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」や「第19号」。

(社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部改正)

第三条 社会福祉施設等措置費用徴収規則(昭和四十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「第314条の7第1項第1号及び第2項」や「第314条の7」と並び「別表第一中「第78条第2項第1号、第92条第1項及び」や「第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」及

び第 3 号 (地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。) , 第 92 条第 1 項並びに」及び」 回条條條の(中) 「第 41 条の 3 の 2 第 4 項」の(中) 「及び第 5 項」及び」 「第 41 条の 19 の 2 第 1 項及び」及び」 「第 41 条の 19 の 2 第 1 項, 第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項, 第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに」及び」の(中) 回条條條の(中) 「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 項」及び」 「第 314 条の 7」及び」 回条條條の(中) 「第 78 条第 2 項第 1 号, 第 92 条第 1 項及び」及び」 「第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号, 第 2 号 (地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。) 及び」第 3 号 (地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。) , 第 92 条第 1 項並びに」及び」 回条條條の(中) 「第 41 条の 19 の 2 第 1 項」の(中) 「, 第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項, 第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項」及び」の(中) 。

掛 取

」の(中) 「及び」の(中) 。